制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成28年9月30日

鳥取県農業共済組合 組合長理事 坂本 昭文

- 1 工事内容
- (1) 工事名

鳥取県農業共済組合本所移転に伴う新築及び実測センター新築等工事

(2) 工事場所

鳥取県東伯郡北栄町東園 271 番地

(3) 工事概要

敷地面積 3,425.31 ㎡

構造・規模

- ① 新築部分
 - 1) 本所・車庫等 鉄骨 2 階建て・瓦葺、延床面積 704.40 m²

<内訳>

1 階 352. 20 m²

2 階 352. 20 m²

- 2) 実測センター 鉄骨平屋建て・ガルバリューム鋼板葺 120.00 m²
- ② 改築部分

現中部支所事務所 鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建て 1,004.50 m²

(4) 工期

平成28年10月 日(契約日)から平成29年5月31日まで

- (5) 予定価格 272,581,200 円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 最低制限価格の設定
- (7) 設計監理委託業者 株式会社 桑本総合設計
- (8) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成28年度鳥取県建設工事入札参加資格において、「建築一般」の「A」の等級に 格付けされ、鳥取県内に本店を有する者であること。
- (2) 当組合から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 本件に係る設計・施工監理業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (4) 本件と同程度の建築物の新築又は増築工事を 15 年以内に施工した実績(元請として施工したものに限る)を有すること
- (5) 施工期間中、専任の監理技術者として、1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を持つ者を配置できること。

3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加しようとする者は当組合のホームページに提示したメールアドレス nosai31@tottori-nosai.jp 宛メールにより、平成 28 年 10 月 3 日 (月) から 10 月 7 日 (金) 午後 3 時までに、制限付一般競争入札参加申込書に資格審査に必要な書類(施工実績の確認できる契約書の写し及び配置技術者の証明書の写し)を添付して申し込むこと。持参・郵送は不可。
- (2) 入札参加資格の有無の確認が完了したときはメールにて結果を回答する。
- (3) 設計図書等の配布

設計図書等は、入札参加資格のあることを確認した者に、平成28年10月12日(水)に送付する。

図面及び参考工事内訳書の送料はデーター受領者負担となります。(着払い伝票による送付)

なお、図面データー代については設計会社が負担します。 (参加資格がない申込者には設計図書の送付は行いません。)

4. 入札の日時及び場所

- (1)入札は「簡易書留による郵便入札」とし、「赤字で入札書在中」と記する。
- (2) 入札書提出先

鳥取市吉方温泉3丁目811番地

鳥取県農業共済組合

組合長理事 坂本 昭文 宛

- (3) 入札は平成28年10月20日(木)から平成28年10月26日(水)午後5時(必着) とし、入札書は組合金庫にて開札まで厳重保管とする。
- (4) 入札回数は1回とする。

(5) 開札は平成28年10月27日(木)午後1時30分から鳥取県農業共済組合中部支所で行う。

なお、開札に立会を希望する入札者本人(代理出席の場合は委任状が必要。)は、 入札書とは別に開札立会い申込書を組合に提出する。その際「開札立会い申込書在 中」と記すること。

5. 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式は任意)を作成し、電子メールにより平成28年10月17日(月)午後3時までに提出することとし、原則として電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。

- (2) 疑義に対する回答
 - (1)の質問については、平成28年10月19日(水)午後3時までに電子メールにて回答します。
- 6. 入札保証金及び契約保証金
- (1)入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

7. その他

(1)入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札及び本件公告に違反した入札は無効とする。

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 請負代金支払条件

工事請負契約締結後、保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する 経費については、請負金額の10分の3の範囲内において前払いを行う。

(4) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

落札となるべき入札額が同価格で2人以上となった場合は、開札での落札者の決定 は保留し、あらためて、当該入札者に指定する場所へ集合していただき、当該入札者 がくじを引き落札者を決定する。

- (5) 最低制限価格を下回った場合は失格とする。
- (6) その他
 - ① 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又はとりやめることがある。
 - ② 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

入札条件

- 1. 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- 2. 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正、又は挿入をしたときは、当該抹消をした箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。
- 3. 次に掲げる入札は無効とする。
 - (1) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しない者の入札。
 - (2) 入札書提出期限までに入札書を提出しなかった者の入札。
 - (3)入札資格者以外のした入札。
 - (4) 記名押印のない入札。
 - (5)金額の数字の不鮮明な入札。
- 4. 入札参加受付済み入札参加資格者は、入札締切日に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。その場合は、入札辞退届を入札締切日までに郵送しなければならない。
- 5. 入札者は、入札額の根拠となる積算内訳書を添付すること。(書式は特に定めないが、 工事名及び会社名を記載すること。)